

令和8年9月 第156回 内子町議会定例会
一般質問通告一覧表

議席番号 議員氏名	質問事項	質問の要旨	質問の 相手
2番 松田 修	1. 大規模災害への備えとハザードマップの検証について	7/28 熊本地震や8/13 千葉豪雨など、全国で予期せぬ大規模災害が相次いでいる。	町長
		(1) 今回の千葉の豪雨では想定外の内水氾濫が発生し、ハザードマップの予想を超える甚大な被害をもたらした。 過去に大瀬地区や国道の外水氾濫による被害をうけた経験がある当町として、現在のハザードマップで十分と言えるか。今後の見直しと対策を伺う。	
		(2) 千葉豪雨では倒木による被害が多くみられ、電線切断や道路の寸断などインフラ被害が発生した。 当町でも道路沿いで電線等に覆いかぶさる樹木が散見され、対策は急務である。これらライフライン保護に向けた対策はどうなっているのか。	
	2. 町民の移動手段の確保について	(1) 日本版ライドシェアについて 8月より始まった「日本版ライドシェア」について、現在の運用状況や課題について伺う。	町長
		(2) 公共型ライドシェアについて 令和7年度に実施された「便乗型公共ライドシェア」の実証実験を受け、令和8年度の現在の運行状況はどうか。実証を通じて明らかになった成果と問題点、および今後の事業継続に向けた見通しを伺う。	
	3. 内子高校の魅力化について	(1) 高校魅力化事業の核である学習センター「内の子 Base」について、現在の利用生徒数や運営実績などの現状はどうなっているか。また、運営上見えてきた課題や問題点について伺う。	教育長

2 番 松田 修	3. 内子高校の魅力化について	(2) 町内外の中学生や保護者に対し、学習センター「内の子 Base」の魅力をどのように周知・情報発信しているか。また、それに対する中学生や保護者の現在の認知度や認識(受け止め方)をどのように把握しているか伺う。	教育長
	4. 森林環境譲与税の活用と林業の担い手育成・資源活用について	(1) 町のホームページで公表されている令和6年度の「森林環境譲与税」の活用状況を確認した。その中にある「担い手確保」の事業は、林業就労の確保と定住を図るものであるが、実際のところ、支援を受けた個人林家が育ち、林業を安定した「生業(なりわい)」として自立できる事業内容になっているのか、現在の進捗と見解を伺う。	町長
		(2) 育成された担い手が、自立した林家となるために山林を購入する場合、どのような法的制約や手続きの壁があるか。また、町の見通しと支援策を伺う。	
		(3) 今後の豊かな森林資源をどのように活かしていくつもりか、町の見解を伺う。	
1 番 酒井 勝也	1. 内子町として宿泊税の導入について	(1) 愛媛県でも有識者による勉強会が開催されるなど、県および松山市、今治市等で宿泊税の研究・検討の動きが進んでいる。 我が町においても宿泊客数が、5万人を突破した今こそ、内子座が再開するまでの導入に向け、条例制定と制度設計に着手すべきと考えるが、現在の検討状況を伺う。	町長
	2. 内子座こけら落としに向けた戦略的予算確保と文化施設入館料の適正化について	(1) 機運醸成と企画推進 こけら落としに向け、町民や地元企業や企業版ふるさと納税等の参画を促し、再開を我が事として喜び誇りに思えるプロセスをどのように計画し、推進体制を整えていくか。数十年に一度のこのタイミングを町全体の観光振興の力にすべきとの考えがあるのか。	町長

1 番 酒井 勝也	2. 内子座こけら落としに向けた戦略的予算確保と文化施設入館料の適正化について	(2) 多年度を見据えた戦略的予算確保 単年度予算の枠組みにとらわれず、前年・前々年からのプロモーションや出演者等の企画の連続性を確保するため、基金の積立や活用、継続費・債務負担行為の設定など、年度を跨いだ長期的・多年度にわたる予算編成の手法を取り入れる考えはあるか。	町長
		(3) 文化施設の入館料適正化 町内文化施設の入館料は、近年の維持管理費や人件費の高騰、町の目指す「稼ぐ力の向上」に対して低い水準にとどまっている。本質的な価値に見合った入館料の改定・適正化は、町の歳入増にも直結すると考える。 こけら落としの時期を見据え、入館料の改定について町のご見解を伺う。	
4 番 城戸 司	1. 災害対策について	(1) 改正された気象警報の運用について伺う。	町長
		(2) 公表された公的備蓄物資について伺う。	
		(3) 公表された県の地震被害想定調査結果から町の現状や取り組みについて伺う。	
1 2 番 下野 安彦	1. 保育園、幼稚園、認定こども園、各小中学校の火災・地震等の防災訓練とチェック体制について	(1) 保育園、幼稚園、認定こども園、各小中学校、高校や寮での火災や地震時に対する防災訓練の実施状況はどうか。	町長 教育長
		(2) 消防法に基づく定期点検の制度では、全ての学校の設置者に対して、消防設備の種類に応じて6ヶ月～1年以内毎に点検し、3年毎に消防庁又は消防署長への報告を行うことが義務づけられている。 法令で定められている消火訓練や通報訓練、避難経路に物を置いたり、防火扉の閉鎖を妨げたりしてはいけないと定められているが、消防法に違反するようなことが無いか行政や教育委員会でのチェック体制はどうされているか。	

1 2 番 下野 安彦	2. 土砂災害防止法に基づく知らせについて	(1) 令和7年の12月に、県と役場より、「土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について」と題して書類が届き、各地域において住民説明会を開催するということであった。 今年度になり地域別に順次説明会が開かれたと思うが、対象家屋の数に対して参加されていた住民の数が余りに少ないと感じたが、今回指定された各区域の対象世帯数と参加された方の数はどうであったか。 対象の方は今回の通知や説明会のことを十分理解されていると思うか。 (2) 町が指定している五十崎小学校の体育館も今回の調査で指定予定区域に入るという説明であった。 参加されていた住民からは、町が指定している避難所が、がけ崩れや土石流、地すべりの起きる可能性が強い土砂災害警戒区域の予定区域ということから不安な声が出ていた。 まだ、説明会が開かれたばかりであるが、今後の対策や対応はどの様に検討されているか。	町長
------------------------	------------------------------	---	-----------